

善衆会病院 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成26年4月1日～平成29年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性職員・・・計画期間中に1人以上取得すること。

<対策>

- 平成 26年 4月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修及び院内広報誌などによる職員への周知

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 平成 26年 4月～ 相談窓口の設置について検討
- 平成 26年 9月～ 相談員の研修
- 平成 27年 4月～ 相談窓口の設置について職員への周知